

株 主 各 位

群馬県前橋市大友町1丁目5-1  
株式会社コシダカホールディングス  
代表取締役社長 腰 高 博

## 第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による議決権の事前行使をご活用いただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますよう強くお願い申しあげます。

なお、書面による議決権行使に関しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月25日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年11月26日（木曜日）午前10時（開場時間 午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園2-5-20  
ホテルメルパルク東京5階 瑞雲の間

（本年は開催場所を変更しておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております（最大100席程度）ので、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

本年はご出席者へのおみやげの配布は行いません。ご了承お願い申しあげます。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第51期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第51期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■株主総会当日までの感染拡大の状況等により当日の対応（入場人数等）を変更する場合がございます。

■会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、アルコール消毒とマスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。

■会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方等は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

■株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。

■本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類における連結注記表」及び「計算書類における個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.koshidakaholdings.co.jp>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

■本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本提供書面にお目通しください。

■株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.koshidakaholdings.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)におけるわが国経済は、輸出の減少及び気象異変や消費税増税による個人消費の低迷で、内外需共に不振に陥る最中に、新型コロナウイルス禍に襲われ、それは世界的に広がりました。

感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言をピークに、各自治体より営業自粛要請や外出回避要請が相次いだことから、巣籠もり需要以外の各消費需要は冷え切り、日本経済に極めて大きな停滞と混乱をもたらしました。

このような環境下において、各セグメントの業績は次のとおりであります。

##### (カラオケ)

新型コロナウイルス感染拡大防止の為の政府や自治体からの要請に対して、国内カラオケ全店舗を一時一斉休業とするなど、地域毎時期毎にきめ細かく自粛営業することで応えました。

政府や自治体の広報及びマスコミ報道により、カラオケ店は感染しやすい業態とのイメージが広く拡がり、高齢者層とファミリー層を中心に感染を恐れる数多くの顧客の足が遠退いてしまいました。

そのため、お客様の安心安全と健康の確保を店舗運営の最優先に位置付け、三密回避等厳しい社内ガイドラインを定め、それを全店で徹底、また改正健康増進法施行半年前より全室禁煙を実施いたしました。

ワタミ株式会社が本部運営を行う「から揚げの天才」にフランチャイジーとして事業参加し、まねきねこ店舗の有効スペースを活用して、8月末までに12店舗併設出店いたしました。

出店環境は僅かに改善が見られ、首都圏を中心に新店開設と既存店の増床増室を継続推進する一方で、採算低下店舗の整理も進めました。

海外では、インドネシアに初出店するなど東南アジア展開を続けましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための各国政府からの要請に応え、該当店舗を休業しております。

当連結会計年度末のカラオケセグメント国内店舗数は、前連結会計年度末と同数の525店舗（から揚げの天才店舗等含む）、海外店舗数は5か国22店舗（シンガポール9店舗、韓国5店舗、マレーシア6店舗、タイ1店舗、インドネシア1店舗）となりました。国内店舗のリニューアルは31店舗行いました。

以上の結果、カラオケセグメントの売上高は271億56百万円（前連結会計年度比24.0%減）、セグメント損失は8億39百万円（同53億58百万円利益減少）となりました。

#### （カーブス）

2020年3月2日付「株式会社カーブスホールディングスの東京証券取引所上場に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社カーブスホールディングスの株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）により、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

そのため、カーブスセグメントの業績は第2四半期連結会計期間までとなります。

以上の結果、カーブスセグメントの売上高は143億2百万円（前連結会計年度比49.0%減）、セグメント利益は30億5百万円（同47.1%減）となりました。

#### （温浴）

新型コロナウイルス感染拡大防止の自粛要請に応え、該当期間中は休業いたしました。

以上の結果、温浴セグメントの売上高は12億7百万円（前連結会計年度比26.4%減）、セグメント損失は70百万円（同1億78百万円利益減少）となりました。

#### （不動産管理）

不動産管理セグメントの売上高は6億37百万円（前連結会計年度比47.7%増）、セグメント損失は77百万円（同1億36百万円利益減少）となりました。

以上により、当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度の売上高は433億3百万円（前連結会計年度比34.2%減）、営業利益11億47百万円（同87.9%減）、経常利益16億99百万円（同82.2%減）、採算低下店舗の整理（閉店及び減損処理）を進めた結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2億31百万円（同64億58百万円利益減少）となりました。

区 分	売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)	前連結会計年度比
カラオケ事業	27,156	62.7	76.0%
ケーブルス事業	14,302	33.0	51.0%
温 浴 事 業	1,207	2.8	73.6%
不 動 産 管 理 事 業	637	1.5	147.7%
合 計	43,303	100.0	65.8%

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において合計6,388,783千円の投資を実施いたしました。主な内訳は次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に購入または完成した主要設備

カラオケ事業	店舗の新設等	5,712,788千円
温浴事業	店舗の改装等	28,639千円
不動産管理事業	不動産賃貸物件の改装等	289,924千円

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

カラオケ事業	店舗閉鎖による除却等	113,393千円
--------	------------	-----------

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、10,500,000千円の銀行借入による資金調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、連結子会社である株式会社カーブスホールディングスの当社が保有する全株式を2020年3月1日付けで現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主へ分配いたしました。

これにより、株式会社カーブスホールディングス、Curves International, Inc.、株式会社カーブスジャパン及び株式会社ハイ・スタンダードの4社は当社の連結範囲から除外されました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 48 期 (2017年 8 月期)	第 49 期 (2018年 8 月期)	第 50 期 (2019年 8 月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (2020年 8 月期)
売 上 高 (千円)	55,283,582	61,771,031	65,840,277	43,303,711
経 常 利 益 (千円)	6,354,250	8,207,893	9,562,273	1,699,536
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	3,255,570	4,426,599	6,226,534	△231,515
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	43.63	54.44	76.57	△2.84
総 資 産 (千円)	43,690,171	68,357,480	72,087,391	44,555,839
純 資 産 (千円)	22,663,798	26,697,244	31,815,081	22,911,792
1株当たり 純 資 産 額 (円)	266.36	315.51	391.24	281.01

(注) 当社は、2018年6月1日付けで普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第48期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 48 期 (2017年 8 月期)	第 49 期 (2018年 8 月期)	第 50 期 (2019年 8 月期)	第 51 期 (当事業年度) (2020年 8 月期)
営業収益 (千円)	2,360,684	6,040,966	6,335,321	4,369,829
経常利益 (千円)	720,097	4,173,468	4,584,970	1,561,076
当期純利益 (千円)	187,940	2,692,688	4,316,953	891,448
1株当たり 当期純利益 (円)	2.52	33.11	53.09	10.94
総資産 (千円)	24,190,275	20,129,826	20,841,480	29,041,217
純資産 (千円)	11,036,516	12,955,807	16,385,745	16,314,652
1株当たり 純資産額 (円)	135.72	159.32	201.50	200.10

- (注) 1. 当社は、2018年6月1日付けで普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第48期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第50期の期首から適用しており、第49期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額を記載しております。

## (3) 重要な子会社の状況 (2020年8月31日現在)

名称	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社コシダカ	5百万円	100.0	カラオケ事業 温浴事業
株式会社コシダカプロダクツ	10百万円	100.0	不動産管理事業 知的財産管理事業
株式会社コシダカビジネスサポート	5百万円	100.0	カラオケ事業
株式会社韓国コシダカ	997百万 韓国ウォン	100.0	カラオケ事業
KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD.	21百万 シンガポールドル	100.0	カラオケ事業
KOSHIDAKA SINGAPORE PTE. LTD.	650千 シンガポールドル	100.0 (100.0)	カラオケ事業

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 店舗展開について

駅前繁華街に重点を置いた新規出店と既存店の増床・増室、加えて店舗のリロケーションを行うことにより、店舗の大型化と総ルーム数の拡大を実現し、店舗ネットワークの効率化と店舗運営の生産性向上を図りつつ、更なる成長を目指してまいります。

##### ② 利用方法の拡充について

各種ライブビューイングの開催、その他デジタルエンターテインメントの開発・提供により、カラオケルームでの楽しみ方の多様化・複合化を追求してまいります。

##### ③ 人材の採用・育成の強化について

人材の採用と育成を通じて、店舗での接客力と組織としての結束力を高めていくために、社内研修施設「まねき塾」の設備と教育体制の拡充に努め、教育メニューの刷新を図ります。



(5) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

事業名	主要サービス
カラオケ事業	カラオケボックス店舗の運営
温浴事業	温浴施設の運営
不動産管理事業	自社保有不動産の賃貸、管理

(6) 主要な営業所 (2020年8月31日現在)

① 当社

東京本社	東京都港区虎ノ門4丁目3-20 神谷町MTビル
前橋本社	群馬県前橋市大友町1丁目5-1

② 子会社

株式会社コシダカ	本社	群馬県前橋市大友町1丁目5-1
株式会社コシダカプロダクツ	本社	東京都港区虎ノ門4丁目3-20 神谷町MTビル
株式会社コシダカビジネスサポート	本社	東京都港区虎ノ門4丁目3-20 神谷町MTビル
株式会社韓国コシダカ	本社	Rm # 1008, Hyundai HYEL, 213-12, Saechang-ro, Yongsan-gu, Seoul, Korea
KOSHIDAKA SINGAPORE PTE. LTD.	本社	61 Ubi Avenue 1 #03-14 UB POINT Singapore 408941

③ 直営店舗

地域別	カラオケボックス店	温浴施設
北海道	45	—
東北	36	1
関東	225	2
中部	98	—
近畿	32	—
中国	27	—
四国	21	—
九州	33	2
沖縄	8	—
合計	525	5

(注) 上記の他、カラオケボックス店がシンガポールに9店舗、韓国に5店舗、マレーシアに6店舗、タイに1店舗、インドネシアに1店舗あります。

## (7) 使用人の状況 (2020年8月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
カラオケ事業	797 (2,360) 名	62名増 (833名減)
温浴事業	22 ( 102) 名	1名減 ( 31名減)
全社 ( 共通 )	14 ( - ) 名	- ( - )
合計	833 (2,462) 名	61名増 (864名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定事業に区分できない当社使用人数であります。
3. 合計の前連結会計年度末比増減は、前連結会計年度末のカーブス事業を除いた人数からの増減を記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14 ( - ) 名	- ( - )	48.68 歳	5.92 年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員 (ただし、1日8時間換算による) を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,825,000千円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	3,599,999千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,075,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,050,015千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	860,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	741,000千円
株 式 会 社 東 和 銀 行	360,000千円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	230,000千円
株 式 会 社 足 利 銀 行	180,000千円
三井住友信託銀行株式会社	75,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 307,200,000株
- ② 発行済株式の総数 82,300,000株 (自己株式1,716株を含んでおります。)
- ③ 株主数 42,817名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヨ ウ ザ ン	21,328,000株	25.92%
株 式 会 社 ふ く る	7,028,000株	8.54%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	5,976,384株	7.26%
株 式 会 社 ア イ エ ム オ ー	3,784,000株	4.60%
腰 高 博	2,340,000株	2.84%
腰 高 修	2,216,000株	2.69%
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,856,050株	2.26%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	1,832,800株	2.23%
腰 高 美 和 子	964,000株	1.17%
一 般 社 団 法 人 SACHI 信 託 口 1	960,000株	1.17%
一 般 社 団 法 人 SACHI 信 託 口 2	960,000株	1.17%
一 般 社 団 法 人 SACHI 信 託 口 3	960,000株	1.17%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式1,716株を控除して算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2020年 8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 及び 重要な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 C E O	腰 高 博	指名・報酬委員会委員 株式会社コシダカ代表取締役社長 株式会社コシダカプロダクツ代表取締役会長 コシダカインターナショナル代表取締役社長 株式会社ふくる代表取締役社長
常務取締役役員 常務執行役員	朝 倉 一 博	経営企画室長 株式会社コシダカ取締役経営企画担当
常務取締役役員 常務執行役員	腰 高 美和子	グループ総務担当 株式会社コシダカビジネスサポート代表取締役社長 株式会社コシダカ取締役総務部長 株式会社ヨウザン代表取締役社長
常務取締役役員 常務執行役員	土 井 義 人	グループ管理担当 株式会社コシダカ取締役経理担当 株式会社コシダカビジネスサポート取締役副社長 株式会社コシダカプロダクツ代表取締役社長 株式会社韓国コシダカ代表理事
取締役役員 執行役員	座 間 晶	海外事業担当 コシダカシンガポール代表取締役社長 コシダカインターナショナル取締役
取締役役員 (常勤監査等委員)	西 智 彦	指名・報酬委員会委員
取締役(監査等委員)	森 内 茂 之	指名・報酬委員会委員長 太陽有限責任監査法人パートナー 加藤産業株式会社社外監査役 ダイドーグループホールディングス株式会社社外監査役
取締役(監査等委員)	高 井 研 一	カネコ種苗株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役西智彦氏、森内茂之氏及び高井研一氏は、いずれも社外取締役であります。
2. 取締役西智彦氏は常勤監査等委員であります。監査等委員である取締役は、内部統制システムを活用して組織的に監査活動を行っておりますが、常勤者をおくことによって内部統制システムが有効に機能していることを確認し、監査の有効性を高めることを目的としております。
3. 監査等委員である取締役西智彦氏、森内茂之氏及び高井研一氏は、いずれも東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役森内茂之氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中、2019年11月27日開催の第50回定時株主総会において、次のとおり取締役の就退任がありました。
- 就任 取締役 座間 晶  
就任 取締役(監査等委員) 高井 研一  
退任 専務取締役 腰高 修  
退任 取締役(監査等委員) 寺石 雅英

## ② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （一）	181,665千円 （一）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	15,750千円 （15,750千円）
合 計	9名	197,415千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役森内茂之氏は、太陽有限責任監査法人パートナーであり、加藤産業株式会社社外監査役及びダイドーグループホールディングス株式会社社外監査役であります。

取締役高井研一氏は、カネコ種苗株式会社社外監査役であります。

なお、これらの兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	活動状況
西 智彦	社外取締役 （監査等委員）	取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、豊富な経験と企業経営の見識からの発言を行っております。
森内 茂之	社外取締役 （監査等委員）	取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
高井 研一	社外取締役 （監査等委員）	2019年11月の就任後、取締役会10回のうち10回に出席し、また、監査等委員会9回のうち9回に出席し、豊富な経験と企業経営の見識からの発言を行っております。

## ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役西智彦氏、森内茂之氏及び高井研一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額	35,000千円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記1.を含む）	48,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、1. 当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当社の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任を決定する方針であります。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を構築するため、2015年11月26日開催の取締役会において内部統制システムの整備の基本方針を決議し、その後、社会情勢の変化に鑑み一部改定いたしました。改定決議後の基本方針は下記のとおりとなります。

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。
  - ・当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役及び監査等委員会に報告する。
  - ・当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。
- ② 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。
  - ・取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。
  - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
  - ・当社グループのリスク管理の所管部門はグループ総務部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合はグループ総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。
  - ・ 各グループ会社は定期的な取締役会、経営会議等の開催とともに、必要に応じてその他会議体において議論と審議を行い、取締役会での決定を受けけるものとする。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ・ 当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役に報告する。
- ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門であるグループ総務部に報告する。
- ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。
- ニ. 当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社子会社の管理は当社経営企画室が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ロ. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
  - ・ 当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。
- ハ. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
  - ・ 当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。
- ニ. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・ 当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。
- ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・ 監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
- ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。
  - ・ 監査等委員は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
  - ・顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

## (6) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

- ・当社内部統制室は、当社グループの内部統制システムの整備、運用状況の評価及び財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。評価結果において改善すべき事項が発見された場合においては関連部門に対して速やかに改善指示を行い、実行されます。

### ② コンプライアンス

- ・コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合に備え、「ホットライン」が設置されており、担当部署であるグループ総務部もしくは監査等委員に直接通報、相談ができる体制を整えております。
- ・反社会的勢力との取引の未然防止に関しては、新規取引時にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。

### ③ リスク管理

- ・当社はグループ経営に重要な影響を及ぼすリスクを発生させないための対策の立案や顕在化した場合に適切に対応するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。また災害等が発生した場合の「災害対策マニュアル」を整備して発生時の対応方法を定めております。

### ④ グループ会社管理体制

- ・当社グループは、グループ経営理念に基づく各社の経営理念、経営方針及び経営計画を策定して、グループ幹部役職員による「グループ経営方針発表会」を期首に開催し、当社子会社は各々の全役職員が出席する「全社員会議」、「決起会」等を半期ごとに開催して、経営計画を共有する体制となっております。
- ・また当社グループ管理部は、当社子会社の財政状態や経営状況を把握して、毎月の定例取締役会で報告するとともに、必要に応じて当社子会社に対して助言、指導を行っております。

### ⑤ 取締役の職務の執行

- ・当社は毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。また当社は執行役員制度を導入しており、職務権限規程等の組織関連規程に基づいて経営と執行の分離による迅速な意思決定を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

- ・当社監査等委員3名は全員が社外取締役であり、当社取締役会のみならず必要に応じて当社子会社の取締役会にも出席して、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。また当社内部統制室や会計監査人との情報交換を定期的を実施することで、内部統制システム全般のモニタリングを行っております。なお、監査等委員の職務執行に対する必要経費の処理については、監査等委員の求めに応じて速やかに行っており、監査等委員が求めたときは補助社員を必ず置いて監査の実効性を損なうことの無いようにしております。

# 連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	13,753,085	流動負債	10,468,110
現金及び預金	9,890,483	支払手形及び買掛金	235,458
受取手形及び売掛金	196,659	短期借入金	4,500,000
有価証券	2,000,000	1年内返済予定の長期借入金	2,585,328
商品	19,241	未払金	516,771
原材料及び貯蔵品	263,580	未払費用	1,233,231
その他	1,383,496	未払法人税等	18,212
貸倒引当金	△377	預り金	287,142
固定資産	30,802,753	賞与引当金	113,007
有形固定資産	22,567,802	その他	978,958
建物及び構築物	16,616,549	固定負債	11,175,936
車両運搬具及び 工具器具備品	2,934,113	長期借入金	6,910,687
土地	2,795,246	繰延税金負債	240,136
建設仮勘定	221,892	資産除去債務	2,956,500
無形固定資産	351,203	その他	1,068,611
のれん	15,718	負債合計	21,644,046
ソフトウェア	186,538	純資産の部	
その他	148,946	株主資本	22,741,564
投資その他の資産	7,883,747	資本金	2,070,257
投資有価証券	948,815	資本剰余金	3,302,786
長期貸付金	807,013	利益剰余金	17,474,182
長期前払費用	84,743	自己株式	△105,662
敷金及び保証金	4,433,530	その他の包括利益累計額	170,228
繰延税金資産	1,722,114	その他有価証券評価差額金	41,447
その他	177,310	為替換算調整勘定	128,780
貸倒引当金	△289,780	純資産合計	22,911,792
資産合計	44,555,839	負債・純資産合計	44,555,839

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		43,303,711
売上原価		35,048,959
売上総利益		8,254,752
販売費及び一般管理費		7,107,127
営業利益		1,147,624
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,596	
解約金収入	180,000	
補助金収入	437,685	
貸倒引当金戻入額	800	
その他の	269,170	904,252
営業外費用		
支払利息	47,666	
支払手数料	500	
為替差損	41,387	
貸倒引当金繰入額	192,947	
その他の	69,839	352,341
経常利益		1,699,536
特別利益		
固定資産売却益	20,639	
投資有価証券売却益	808	21,447
特別損失		
固定資産除却損	129,841	
減損損失	1,403,612	1,533,453
税金等調整前当期純利益		187,530
法人税、住民税及び事業税	1,396,912	
法人税等調整額	△977,866	419,045
当期純損失		△231,515
親会社株主に帰属する当期純損失		△231,515

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	2,070,257	3,302,786	26,447,399	△301,538	31,518,904
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,158,209		△1,158,209
親会社株主に帰属する当期純損失			△231,515		△231,515
株式給付信託による自己株式の処分				195,876	195,876
連 結 範 囲 の 変 動			△7,583,491		△7,583,491
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△8,973,217	195,876	△8,777,340
当 期 末 残 高	2,070,257	3,302,786	17,474,182	△105,662	22,741,564

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	41,656	254,520	296,176	－	31,815,081
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,158,209
親会社株主に帰属する当期純損失					△231,515
株式給付信託による自己株式の処分					195,876
連 結 範 囲 の 変 動					△7,583,491
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△208	△125,739	△125,948	－	△125,948
当 期 変 動 額 合 計	△208	△125,739	△125,948	－	△8,903,288
当 期 末 残 高	41,447	128,780	170,228	－	22,911,792

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	19,240,513	流 動 負 債	7,377,041
現金及び預金	8,131,467	短期借入金	4,500,000
営業未収入金	180,457	1年内返済予定の長期借入金	2,405,328
有価証券	2,000,000	未払金	74,544
前払費用	21,933	未払費用	56,574
関係会社短期貸付金	8,634,941	預り金	11,229
関係会社未収入金	54,284	前受収益	294,704
その他	241,185	賞与引当金	1,843
貸倒引当金	△23,756	その他	32,817
固 定 資 産	9,800,703	固 定 負 債	5,349,523
有形固定資産	2,492,549	長期借入金	4,660,687
建物	394,401	預り保証金	3,300
構築物	26,447	資産除去債務	74,240
車両運搬具	7,763	<small>組織再編により生じた株式の特別勘定</small>	171,279
工具、器具及び備品	1,906,475	その他	440,016
土地	157,461	負 債 合 計	12,726,564
無形固定資産	18,618	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	16,458	株 主 資 本	16,273,204
その他	2,160	資 本 金	2,070,257
投資その他の資産	7,289,535	資 本 剰 余 金	2,335,577
投資有価証券	869,819	資 本 準 備 金	2,060,257
関係会社株式	292,574	その他資本剰余金	275,320
出資金	10	利 益 剰 余 金	11,973,031
関係会社長期貸付金	7,110,228	利 益 準 備 金	2,500
繰延税金資産	176,331	その他利益剰余金	11,970,531
敷金及び保証金	208,269	別 途 積 立 金	2,156,000
その他	101,356	繰越利益剰余金	9,814,531
貸倒引当金	△1,469,055	自 己 株 式	△105,662
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	41,447
		その他有価証券評価差額金	41,447
資 産 合 計	29,041,217	純 資 産 合 計	16,314,652
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,041,217

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		4,369,829
営 業 費 用		
固 定 資 産 賃 貸 費 用	1,259,093	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	861,422	2,120,516
営 業 利 益		2,249,313
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	129,975	
賃 貸 収 入	7,032	
為 替 差 益	6,195	
そ の 他	75,213	218,416
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,217	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	885,179	
そ の 他	11,256	906,653
経 常 利 益		1,561,076
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	20,533	
資 本 再 構 築 に 伴 う 受 入 金	1,796,741	1,817,274
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,915	
減 損 損 失	290,291	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	234,442	
資 本 再 構 築 に 伴 う 支 出 金	1,796,741	2,333,390
税 引 前 当 期 純 利 益		1,044,960
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	244,337	
法 人 税 等 調 整 額	△90,824	153,512
当 期 純 利 益		891,448

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から  
2020年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	2,070,257	2,060,257	275,320	2,335,577	2,500	2,156,000	10,081,292	12,239,792	△301,538	16,344,089
当期変動額										
剰余金の配当							△1,158,209	△1,158,209		△1,158,209
当期純利益							891,448	891,448		891,448
株式給付信託による自己株式の処分									195,876	195,876
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△266,761	△266,761	195,876	△70,884
当期末残高	2,070,257	2,060,257	275,320	2,335,577	2,500	2,156,000	9,814,531	11,973,031	△105,662	16,273,204

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	41,656	41,656	16,385,745
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△1,158,209
当期純利益			891,448
株式給付信託による自己株式の処分			195,876
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△208	△208	△208
当期変動額合計	△208	△208	△71,093
当 期 末 残 高	41,447	41,447	16,314,652

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年10月27日

株式会社コシダカホールディングス  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
東京事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川	明 (印)
代表社員 業務執行社員	公認会計士	林	直也 (印)
代表社員 業務執行社員	公認会計士	黒崎	浩利 (印)

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コシダカホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コシダカホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月27日

株式会社コシダカホールディングス

取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川	明	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	林	直也	Ⓔ
業務執行社員	公認会計士	黒崎	浩利	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コシダカホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会が定めた、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月29日

株式会社コシダカホールディングス 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	西	智 彦 ㊞
監 査 等 委 員	森 内	茂 之 ㊞
監 査 等 委 員	高 井	研 一 ㊞

(注) 監査等委員、西智彦、森内茂之及び高井研一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円 配当総額329,193,136円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年11月27日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者につきましては、取締役会が設置する指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて選任したものであり、監査等委員会は、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こし だか ひろし 腰 高 博 (1960年4月2日生)	1986年4月 当社入社 1995年8月 当社代表取締役社長 2010年9月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社コシダカ代表取締役社長 株式会社コシダカプログラム代表取締役会長 コシダカインターナショナル代表取締役社長 株式会社ふくる代表取締役社長	2,340,000株
〔取締役候補者とした理由〕 腰高博氏は、1995年に代表取締役就任以来、当社グループの発展を導くとともに、強固なリーダーシップと的確かつ迅速で柔軟性を備えた経営判断により、未曾有の新型コロナウイルス感染拡大に対する対応策を実施して当社グループ最大の危機を乗り越えました。今後も当社にとって不可欠のリーダーであると判断し、取締役候補者といたしました。			
2	あさ くら かず ひろ 朝 倉 一 博 (1955年9月4日生)	1979年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年10月 当社に出向（経営企画室長） 2005年11月 当社入社経営企画室長 2005年11月 当社取締役経営企画室長 2010年9月 当社取締役執行役員経営企画室長 2014年3月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社コシダカ取締役経営企画担当	640,000株
〔取締役候補者とした理由〕 朝倉一博氏は、2005年に取締役就任以来、経営企画部門の責任者としてグループ全体の経営戦略の企画・推進を行ってきました。その豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与していただけると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 並び に重要 な兼職 の状況	所有する当 社株式の数
3	こし だか みわ こ 腰 高 美 和 子 (1960年11月23日生)	1980年1月 株式会社第一証券(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1986年5月 当社入社 2000年3月 当社監査役 2002年1月 当社取締役総務部長 2010年9月 当社取締役執行役員グループ総務担当 2014年3月 当社常務取締役常務執行役員グループ総務担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コシダカビジネスサポート代表取締役社長 株式会社コシダカ取締役総務部長 株式会社ヨウザン代表取締役社長	964,000株
〔取締役候補者とした理由〕 腰高美和子氏は、2002年に取締役就任以来、総務人事責任者として社内の内部管理を的確に遂行してきました。その豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与していただけると判断し、取締役候補者となりました。			
4	ど い よし ひと 土 井 義 人 (1961年3月20日生)	1984年4月 国際証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1999年6月 高砂電器産業株式会社(現株式会社コナミアミューズメント) 入社 2009年7月 当社入社内部統制推進室長 2010年9月 当社取締役執行役員グループ管理担当 2015年3月 当社常務取締役常務執行役員グループ管理担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コシダカ取締役経理担当 株式会社コシダカビジネスサポート取締役副社長 株式会社コシダカプロダクツ代表取締役社長 株式会社韓国コシダカ代表理事	643,200株
〔取締役候補者とした理由〕 土井義人氏は、2010年に取締役就任以来、グループ管理責任者として財務戦略の企画・推進を行ってきました。その豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与していただけると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、並びに当社における地位及び担当に重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	座間晶 (1972年11月19日生)	1997年4月 株式会社サークルケイ サンクス入社 2008年5月 メトロキャッシュアンドキャリアージャパン株式会社入社 2014年1月 ベアトリーチェ株式会社入社 2015年1月 日本リージャス入社 2015年6月 当社入社 2017年3月 当社執行役員海外事業担当 2019年11月 当社取締役執行役員海外事業担当（現任） （重要な兼職の状況） コシダカシンガポール代表取締役社長 コシダカインターナショナル取締役	2,455株
[取締役候補者とした理由] 座間晶氏は、2016年にコシダカシンガポール代表取締役社長、2017年に当社執行役員、2019年に当社取締役に就任し、当社グループの海外事業責任者として東南アジア展開の戦略企画及び推進を行ってまいりました。引き続き当社グループの発展に寄与していただけると判断し、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者腰高博氏は、株式会社ふくろの代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の大株主であります。
2. 取締役候補者腰高美和子氏は、株式会社ヨウザンの代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の大株主であります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 「所有する当社株式の数」については、2020年8月31日現在の所有株式数を記載しております。

以 上



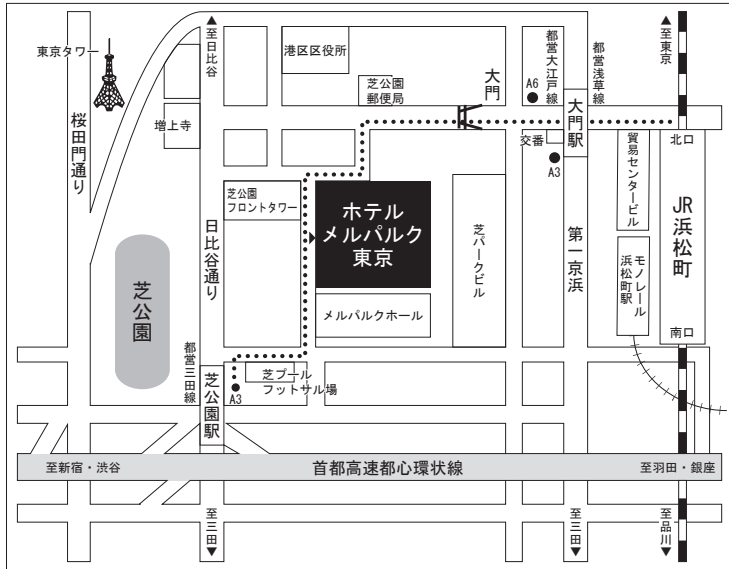


# 会場ご案内図

## ホテルメルパルク東京 5階 ずいうん 瑞雲の間

東京都港区芝公園2-5-20 〒105-8582

電話03-3433-7212



交通 JR山手線・京浜東北線

浜松町駅北口または南口より徒歩約8分

都営浅草線・都営大江戸線

大門駅A3またはA6出口より徒歩約4分

都営三田線 芝公園駅A3出口より徒歩約2分

(※) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本年はご出席者へのおみやげの配布は行いません。ご了承お願い申し上げます。